

広島市告示(佐伯区)第76号
令和8年7月22日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年7月22日から同年8月5日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
国道	一般国道2号	佐伯区海老園一丁目 293 番地 15 地先から	旧	メートル 13.30	メートル 20.70
		佐伯区海老園一丁目 292 番地 13 地先まで	新	メートル 16.00	メートル 20.70